

前漢時代の郡国制と税役制度

紙屋正和

はしがき

氏によつて

3、高祖は、帝国の領域拡大によつて徭役徵發や物資輸送・

情報伝達が困難になるという中央集権体制がもつ限界を克服するために、同姓の諸侯王を意図的に封建した。

という第三の背景が提起された。^{〔1〕}筆者は前稿において、まず

これまでの研究では漢王朝が長期政權を確立した要因の一として郡国制を採用したことがあげられる。郡国制が採用された背景について、これまでの研究では1、劉邦は、各地すでに勢力を確立していた諸將軍と連合することで統一を達成し、諸將軍に推戴されて即位したため、諸侯王国の存在を承認せざるをえなかつた。

2、漢王朝は、秦が同族を優遇せず、自國の藩屏の役割をはたす存在がなくて滅亡を早めたことをみて、同じ轍をふまないようにならぬように諸侯王国をおいた。

という二点がくりかえし指摘されてきたが、近年、杉村伸二

^{〔補述〕}（著者）

は同姓の諸侯王の封建によつて漢王朝の支配が合理的に定着した点の説明としては説得力があり、すでに定説化している

が、地方の円滑な支配をはかるという中央朝廷の余裕ある選択だけで郡国制が採用されたとはいえず、郡国制は異姓諸侯王の段階ではじまり、そのあとで同姓の諸侯王が主体となつたという経過は無視できないことを指摘した。

郡国制採用に関するこれら三つの説には、いずれも支配する側の立場からみていうといふ共通点があつた。郡国制は、前漢成立当初の混乱の中で現実との妥協の産物としてあみだされた制度であり、いくつもの背景を想定した方がよいと考える。そこで筆者は、前稿において視点をかえ、前漢初期の諸侯王封建には、関東の父老・豪傑層とその指導下にある民衆の支持を獲得しようとする意図があり、これが郡国制の採用と定着に資するところがあつたという側面から考察した。すなわち、楚漢の交の將軍たちは、地域社会の輿論を代表し、周辺の子弟を指導していた父老・豪傑層の支持をえることによつて支配権をかためるという一面をもつていた。漢の高祖劉邦もその例にもれず、直接平定して父老・豪傑層の支持をえていた函谷關以西と三河郡などには郡県制をしいたが、直接平定できず、父老・豪傑層の支持もえていなかつた関東のほとんどの地域には異姓諸侯王を封建し、それを廃した後には同姓の諸侯王をおいて、人事権や徵稅役權などの大きな権

限を委譲した。これらの権限委譲には、関東で分立志向をしめていた父老・豪傑層などを反漢王朝的行動に走らせないための妥協という一面もあつたと考えられる。前稿では、諸侯王に人事権を委譲したことにより、関東の諸地域の父老・豪傑層は自分たちがのぞむ行政をすすめるほかに、諸侯王国の高官に就任しやすいという特典をえていたことを明らかにした。

人事権とならぶもう一つの徵稅役權は、関東の父老・豪傑層とその指導下にある民衆たちの生活と直接関係するが、これはさきにみた背景③の中央集権体制がもつ限界と深くかかわつてくる。本稿では前漢時代の税制・徭役制の学説史を整理したうえで、高祖劉邦が諸侯王に委譲した徵稅役權はどうなものであり、それは諸侯王国の領民にどのような負担を課したのか、そしてそれは郡の民の負担とどちらが重かつたのかについて検討する。ここから、漢王朝の関東の父老・豪傑層に対する姿勢、父老・豪傑層の漢王朝に対する姿勢をよみとることができよう。また、諸侯王国が実質的な郡県体制の下で支配されはじめたとき、中央集権体制がもつ限界はどうにかわりつつあつたのかについても論究したい。

田租——耕作地で収穫された穀物の一部を徴収する租税である。

一 前漢の税制と郡・諸侯王国の民衆の負担

諸侯王に認めていた徵稅役權が、父老・豪傑層の支持をえらうえではたした役割をみるにあたり、前漢の財政構造を簡単にみておこう。加藤繁氏は、『史記』卷三〇平準書の孝惠・高后の時、……吏の禄を量り、官の用を度り、以て民に賦す。而るに山川・園地・市井の租稅の入は、天子自り以て封君の湯沐の邑に至るまで、皆な各々私奉養と為し、天下の経費に領せず。

を基本史料として、前漢の財政は国家財政と帝室財政とにわかれていることを明らかにした。⁽³⁾ この財政構造は、王莽期に帝室財政が国家財政に統合されて解消されるのであるが、本稿で取りあげるのは両財政がわかっていた前漢時代のことである。

国家財政は治粟内史（景帝の後元元年（前一四三）に大農令、武帝の太初元年（前一〇四）に大司農と改称される）が管掌したが、前漢時代にみられた主な財源を、加藤氏以後の研究成果をもとりこみ、若干の考察を加えながらみしていく。

漢初には収穫高の一五分の一とされていたが、文帝期に若干の変動がみられた。すなわち、文帝期の晁錯は辺境防衛対策・諸侯王対策に関するさまざまな提言を行なっているが、『漢書』卷二四食貨志上に、文帝の前元一二年（前一六八）ころの一つの提言をのせて

【晁】錯 復た奏して言へらく、「陛下 幸に天下をして粟を塞下に入れ、以て爵に拝せしむ。甚だ大恵なり。竊かに塞卒の食の足らず、用て大いに天下の粟を渫すを恐る。辺食 以て五歳を支ふるに足らば、粟を郡・県に入れしむべし。一歳以上を支ふるに足らば、時に赦し、農民の租を收むること勿るべし。……」と。上 復た其の言に従ふ。乃ち詔を下して民に十二年の租稅の半ばを賜ひ、明年、遂に民田の租稅を除く。後十三歳、孝景二年、民をして半ば田租を出さしめ、三十にして一を税す。

とある。辺境に穀物を納入させ、さらに内地の郡・県に納入させて成果があがつたら、農民の田租を免除することが可能になるだろうという提案である。これにしたがつて文帝は前元一二年の田租を半減し、翌一三年には田租を除いたという。

『史記』卷二「漢興以来將相名臣年表」の文帝前元一三年の大
事記の欄に、「肉刑及び田租税律・戍卒令を除く」とある「田
租税律」はこのことに関連している。この田租免除は文帝前
元一三年から景帝の前元元年（前一五六）までつづき、一三
年目の翌二年から収穫の三〇分の一の田租が復活した。文帝
前元一二年以後の田租の減免が諸侯王国をも対象にふくんで
いたのか不明であるが、少なくとも景帝の中元五年には、諸
侯王国の公財政は中央に回収されるから、三〇分の一が徵收
されたとみてよからろう。

芻藁税——牛馬の飼料として芻と藁を徵收する税である。

芻藁税について加藤繁氏はふれていよい。芻藁税が注目さ
れたのは一九七三年に湖北省で江陵鳳凰山一〇号漢墓簡牘が
出土してからであり、一九八三一八年に湖北省荊州市で張
家山漢墓竹簡の「二年律令」が発見されると、さらに詳細な
ことがわかつってきた。秦時代には雲夢睡虎地秦墓竹簡の田律
に「頃ごとに芻三石・藁二石を入れしむ」（〇七五簡）と定
められていたが、前漢初期にも「二年律令」田律二四〇簡で
は田一頃あたり田芻が三石、田藁が二石徵收されることに
なつていた。その後、文帝・景帝期以降の鳳凰山一〇号漢墓
簡牘の三号木牘によれば、平里では田芻四石三斗七升に対し

て田稿二石二斗四升半、稿上里では田芻一石六斗六升に対し
て田稿八斗三升となつており、ほぼ二・一になつていてるか
ら、田一頃あたり田芻二石、田藁一石になつっていたと推測さ
れる。⁽¹⁾以上は原則として現物納入であつたが、鳳凰山簡牘の
六号木牘では、平里の田芻四石余のうち八斗が、稿上里の田
芻一石余のうち二斗が錢で折納されているから、すでに文帝・
景帝期に田芻の一部は金錢での折納がみられた。前漢後期以
降になると、『後漢書』紀一光武帝紀上の更始元年（後二三）
五月の条の注に引く『東觀漢記』に「[劉秀]季父の故舂陵
侯の為に大司馬府に詣り、地皇元年十二月壬寅の前租（即以
前の未納分の租）二万六千斛、芻藁錢若干万を訟す。……」
とあるから、金錢での折納が多くなつていたと考えられる。
(そのほかに、後述するように戸単位に一石徵收される戸芻
があつた)。

戸賦——戸を単位として徵收される賦で、秦時代から前漢
に「頃ごとに芻三石・藁二石を入れしむ」（〇七五簡）と定
め初期にみられた。

加藤繁氏は財源として戸賦をあげていよいが、雲夢睡虎地
秦墓竹簡の法律答問に
可（何）謂「匿戸」及「敖童弗傳」。匿戸弗繇使、弗令
出戸賦之謂也。

〔何を「戸を匿す」及び「敷童 傷せず」と謂ふか。戸を匿して縫使せず、戸賦を出さしめざるの謂ひなり〕。

(五三五簡／法律答問・一六五簡)

とあり〔「敷童 傷せず」の説明は欠落している〕、前漢初期の「二年律令」金布律にも「戸賦」(四一九簡)がみえる。

山田勝芳氏は「匿戸」を、戸自体は把握されているものの、

戸内の個人を匿すことと解釈し、戸賦は匿されていない人数に応じて戸を単位に徵収された人頭税、すなわち後述の算賦と同類のものと推測している。⁽⁵⁾この条文に、戸自体は把握されていながら構成員の一部を匿している状態がふくまれる可能性を否定するものではないが、「戸を匿す」という文言からすると、文字通り戸そのものを戸籍に登記していないことをさすとみるべきである。『漢書』卷一高帝紀下の五年(前二〇一)五月の条をみると、高祖劉邦が天下を一応平定して洛陽に滞在していた時期の詔をのせて

民は前に或いは相ひ聚りて山沢に保んじ、名数に書かれず。今、天下已に定まる。各々をして其の県に帰り、故の爵・田・宅を復せしめよ。

とあるように、漢成立時に山沢に避難して名数(戸籍)に登記されていない民衆が多かつた。秦の統一期にも戸籍に登

記されていない戸がみられたのであろう。「匿戸」とはこのような戸をさすと理解される。かくて戸賦とは、戸自体を単位として徵収された賦と解釈される。その納入については、「二年律令」田律(二五五簡)に

「卿以下、五月戸出賦十六錢、十月戸出芻一石。足其県用、卿以下、五月戸出賦十六錢、十月戸出芻一石。足其県用、

余以入頃芻律入錢。

〔卿以下、五月に戸ごとに賦十六錢を出し、十月に戸ごとに芻一石を出せ。其の県の用を足らざば、余は入頃芻律を以て錢を入れよ〕。

とおり、戸賦は戸の構成員の数によって変化するものではなく、戸自体を単位として、前漢の場合は一六錢を徵収する」とが決まっていたことがわかる。

戸芻——戸を単位として芻を徵収した税で、前漢初期にみられた。

前引の「二年律令」田律(二五五簡)に「卿以下、……十月に戸ごとに芻一石を出せ」とあるのが戸芻の初見であるが、現実に徵収された例としては、江陵鳳凰山一〇号漢墓簡牘の三号木牘背面に「平里の戸芻廿七石……稟上戸芻十三石」とある。

戸賦は、簡牘資料では前記の法律答問と「二年律令」で確

認できるだけで、前漢中期以降の居延漢簡などでは確認されていない。戸芻は前記の簡牘資料以外には文献史料・簡牘資料でみるとできない。前漢初期に確認された戸賦（一六錢）と戸芻（一石）は文帝・景帝期以後の税制改革の中で消滅したのであろう。

算賦・献費——算賦は、一五歳から五六歳の成人男・女が年間一二〇錢納入する人頭税である。この一二〇錢のうち六三錢は献費として国家財政に上供された。

漢王四年（前二〇三）八月に算賦が初めて課されたが、これは武器と車馬の費用にあてるためのものであつた（『漢書』高帝紀上、および同条の如淳注所引の『漢儀注』）。

この算賦に関連して、『漢書』高帝紀下の高祖二年（前一九六）二月の詔に

賦を省らさんと欲すること甚し。今、獻に未だ程（＝規程）有らず、吏或いは多く賦して以て獻と為す。諸侯王尤も多く、民之に疾しむ。諸侯王・通侯をして常に十月を以て朝献せしめ、及び郡は各々其の口数を以て率すること、人（ノ）とに歲（ノ）とに六十三錢、以て獻費に給せしめよ。

とあり、各郡と諸侯王国・列侯国などは、ともに民が納入す

る「賦」の中から一人あたり六三錢の割合で献費にあてるよう決められた。この「賦」について、吉田虎雄氏は一般的租税とは別に徵収された人頭税とみなし^{〔12〕}、山田勝芳氏は算賦の中から献納したとのべ、渡辺信一郎氏は算賦、過更錢（免役錢）、口賦錢のうちの口賦（三錢）など、錢で納入する賦全体からだしたと主張している。^{〔13〕}吉田氏のように一般的賦税とは別に徵収したと解すると、「賦を省らさんと欲す」と考えていた高祖が新たに六三錢の税を徵収しはじめたことになり、したがうことができない。武帝期・昭帝期以降になると、渡辺氏のいうように算賦、過更錢、口賦から納入させたのであろうが、高祖期には過更錢、口賦はまだ存在していない。結局、前漢初期の段階にかぎれば、山田氏がいうように算賦のうちの六三錢を献費にあてていたことになろう。

算賦から拠出された献費六三錢について、加藤繁氏は「献物及び酬金」として帝室財政に属したとのべ、山田勝芳氏は直轄郡からは国家財政へ上供され、諸侯王国の分は帝室財政へ貢献されたとしているのに対し、渡辺信一郎氏は国家財政の財源とみなしている。武器と車馬の費用にあてるために徵収された算賦から拠出された六三錢が帝室財政の収入になつたとは考えがたく、渡辺氏に従うべきであろう。

贖罪・売爵・売官

文帝期には晁錯の提案で、天下の人に辺境へ入粟させて罪を免じ、爵を挙したが、その後も晁错の上言にもとづく一回目の納粟が行なわれ、また景帝期にも上郡以西の旱害にさいして売爵・贖罪が行なわれ（以上、『漢書』食貨志上）、武帝の元光年間（前一二四～前一二九）には「入物補官」（＝売官）もはじまっている（『史記』平準書）。これらはその後も盛んに行なわれたが、とくに元朔六年（前一二三）に三十余万金の収入をえた武功爵（『史記』平準書）が有名である。

塩鉄専売・均輸・平準——武帝期にはじまつた財政增收政策。

国家財政の主な支出項目としては、以下のものがある。

在京官吏の俸禄——帝室財政を管掌する少府・水衡都尉の分は除く。

祭祀の費——天地・山川・宗廟の祭祀の費用。

土木の費——灌漑・治水工事、宮殿・苑囿・園陵その他、

公用營造物建築の費用。

軍隊供養の費——衛尉が統べる南軍、中尉（執金吾）が統べる北軍などの費用・俸禄。

軍用車馬と兵器の費

外征の際の恩賞——匈奴遠征の時の兵卒や投降兵に対する賞賜など。

京師諸官府の事務費——少府・水衡都尉の分は除く。

帝室財政は当初、少府が管掌していたが、武帝の元鼎二年（前一一五）にその任務の一部を分割して水衡都尉を分置している。その主な財源としては以下のものがある。

山沢の税——山川・江海陂湖・園池などの収入に課した税。当初は塩鉄税も山沢の税にふくまれていたが、武帝期に國家財政に移管され、塩鉄専売がはじまつた。

市井の税——市租ともいう。市籍を有する者、臨時に市で商行為をした者に課する税。

口錢——漢初には三歳～一四歳、元帝期以降は七歳～一四歳の男女が負担した人頭税。

当初、帝室財政の収入源として二〇銭の口錢が課されていたが、武帝期に国家財政の収入となる口賦三錢が追加された。鑄錢——錢幣の铸造によつて収入をえる。

高祖期に铸造された榆莢錢、武帝期の三銖錢・五銖錢、文帝期の四銖半兩錢、武帝期の八銖半兩錢・五分錢、

幣は、鑄造しても財政に益するところは少なかつたが、武帝期に発行された白金錢・皮幣・赤側錢は実質価値と名目価値がかけはなれており、大きな利益をもたらした。しかし物価の高騰をまねいて、ほどなく廢止されている。

酎金——文帝期以降、宗廟の祭祀に用いる酎酒の費用として諸侯王国・列侯国に、領民一〇〇〇人につき黄金四両を提供させた。

祭祀の費は国家財政に属するから、酎金も国家財政の收入のはずであるが、『続漢書』志四礼義志上の注所引の漢律金布令には、酎金について「少府受く」とある。

帝室財政の主要な支出項目はつぎの通りである。

皇帝一族の共養の費——膳食の費、被服の費、器物の費、輿馬の費、医薬の費など。

樂府及び戯楽の費——音楽や雜伎（雜技）などの費用。

後宮の費——未央宮の掖庭にいる后妃・官女の費用。

鑄錢の費——錢幣の鑄造にともなう費用。白金錢などは支出より利益が大きかった。

少府・水衡都尉の費——両官庁の官吏の俸禄や事務費。賞賜の費——定期の賞賜、善言・嘉行への賞賜、格段の功

労に対する賞賜、大官の退任・卒去に対する賞賜、嬖倖へいこうに対する賞賜など。

以上の国家財政と帝室財政の区別によって、前漢時代（初期）の財政構造がすべて明らかになつたわけではない。第一に、筆者は本節冒頭に引用した『史記』平準書の記事にもとづいて、前漢初期には中央朝廷と諸侯王国は財政が別個に運用され、諸侯王国の財政も中央の財政と同様に公財政と私財政に区別されていたことを明らかにした。そして諸侯王国の公財政は、吳楚七国の乱を経過した景帝の中元五年（前一四五）に中央に回収されたが、私財政の主要な収入源であった山川・塩池・市井の税はその後も諸侯王にのこされており、武帝の元狩元年（前一二二）に淮南・衡山王の謀反ぼうはんを解決した後に回収され、諸侯王は「租税に衣食す」る存在となつたのであった。^{〔1〕} 第二に、右にみた国家財政については別の疑問ものこの。加藤繁氏は国家財政の支出で「在京官吏の俸禄」、「在京諸官府の事務費」という費目をあげるだけで、地方の郡・県の官吏の俸禄、事務費をあげていない。この郡・県の財政は帝国全体の財政の中でどのように位置づけられるのであるうか。

先にみたように、高祖二年以来、郡・國の民が納入した算賦一二〇錢から献費の六三錢が中央に上供されていた。その後、算賦・過更錢など錢納の賦全体の中から献費六三錢を拠出し、残りは郡・國（具体的には県や道の倉・庫）に蓄積されていたことになる。¹³⁾

田租はどの程度中央へ輸送されていたのであろうか。まず田租の総額であるが、『漢書』卷二八地理志下にみえる前漢末期の耕作地約八二七万頃を山田・渡辺両氏は概数で八三〇万頃とみなし、平均畝収三石、田租の率は収穫の三〇分の一であるから、收取額は八三〇〇万石であつたとする。¹⁴⁾しかしこの数字は、現在検討している前漢初期の参考にはならない。前漢初期について、『漢書』高惠高后文功臣表の序に高祖一二年の戸口が秦時代の二・三割に減少していたとある。²⁰⁾戸口の数字は耕作地の数字をある程度推測させるであろうが、基準となる秦の数値がわからない。ここで唐時代に目をむけると、『通典』卷七食貨典七、『資治通鑑』卷二〇八唐中宗紀などに、各時期の戸口が記されており、その時代的変遷がわかる。これによると、最盛期である玄宗の天宝一四年（七五五）の戸数が八九一万四七〇九であるのに対して、国初の高祖の武徳年間（六一八～六二二六）は二〇〇万で

あり、その割合は二二・四%である。非常に乱暴な推定になるが、この割合を参考に前漢初期の戸数・耕作地を最盛期の二〇%とみれば、前漢末期の戸数一二二三万戸は二四五戸、田畝は、一畝一〇〇歩制と一畝二四〇歩制の違いがあるが、仮に一畝二四〇歩制のままで計算すれば、八二七万頃は一六五万頃となる。この耕作地で、畝収三石、田租の率一五分の一として計算すれば、田租の総額は三三〇〇万石となる（一億六五〇〇万畝×三石÷一五＝三三〇〇万石）。ただしこれには諸侯王国がふくまれるから、諸侯王国の耕作地が全国の三分の二とすれば郡の田租は一一〇〇万石、諸侯王国が二分の一とすれば郡は一六五〇万石となる。この田租がすべて中央へ輸送されたわけではない。前漢初期に閩東から京師に転漕された穀物は年間に數十万石にすぎなかつた（『漢書』食貨志上）。このほかに閩中・漢中や巴・蜀などからの輸送分も加算されるが、治粟内史のもとに集まつた穀物は田租総額のごく一部にすぎないことがわかる。その後、時代とともに戸口・耕作地は増加し、景帝期には諸侯王国の田租が中央に回収され、武帝期以降には領域の拡大や、第三節でふれる閩中の開墾によつて耕作地がふえたから、景帝期に田租の率が三〇分の一に削減されたとしても、田租の総額は増加し、

前漢末期には八三〇〇万石となつた。その間、関東から中央への穀物の輸送は、武帝の元朔年間（前一二八～前一二三）に一〇〇万石（『漢書』卷二九溝洫志）、その後急増して元封元年（前一一〇）には六〇〇万石にのぼり（『漢書』食貨志下）、それからやや落ちついて宣帝の五鳳年間（前五七～前五四）には四〇〇万斛を転漕していた（『漢書』食貨志上）。

関東からの以上の輸送分に關中・漢中や巴・蜀などからの上供分をくわえても、治粟内史（大司農）のもとに輸送された穀物は少なく、残りの穀物は郡・国（具体的には県・道の倉廩）に蓄積されていたことになる。

このように、治粟内史（大司農）が直轄する国家財政をはるかにこえる錢・穀が地方（当初は郡、景帝中元五年以降は郡・國）にあつた。郡・国はこれらの錢・穀から、官吏の俸祿や事務費などの経常的支出を皇帝や治粟内史（大司農）の指示なしに支出できた。しかしその他の支出は、他郡・国の饑饉はもとより、自郡・国の饑饉にさいして倉廩・府庫を開くにしても、河西地域經營や初郡經營の必要から穀物・貨財を輸送する調均⁽³⁾にしても、すべて皇帝ないしは治粟内史（大司農）の指示をあおがねばならず、郡・国の自己裁量はゆるされなかつた。穀物は価格のわりに重くて輸送しにくいため

に、可能なかぎり地方にとどめおき、饑饉や軍隊の移動などで利用されていたのである。

地方の錢・穀を治粟内史（大司農）が管理していたことは、『漢書』卷四〇張陳王周伝において、政治に精通してきた文帝が「天下の錢・穀、一歳の出入は幾何ぞ」と問うたときに、左丞相陳平が「陛下 即し……錢・穀を問はば、治粟内史を責めよ」とこたえていたことから大略わかつていた。具体的には『統漢書』志二六・百官志三の大司農の条に

諸々の錢・穀・金・帛・諸貨幣を掌る。郡・国 四時に月旦見錢穀簿を上す。

とあるように、郡・国が季節ごとに月旦見錢穀簿を大司農に提出する後漢の方法と関連するだろうと考えられた。はたして「二年律令」金布律（四二九簡～四三〇簡）に

租質戸賦園池入錢、県道官勿敢擅用、三月毫上見金錢數二千石官⁽⁴⁾、上丞相御史。

（租・質・戸賦・園池の入錢は、県・道官 敢て擅用用ふること勿く、三月に毫たび見金錢の数を二千石官に上

し、二千石官は丞相・御史に上せ）。

とあり、前漢初期から県・道は二千石へ、二千石は丞相・御史大夫へ季節ごとに月旦見錢穀簿に類する書類を上申してい

た。その後、この情報は丞相・御史大夫から治粟内史へ下されたのである。「二年律令」は郡国制の時期の規定であるから、中央とは別に財政を運用していた諸侯王国はこの規定の対象外におかれていたが、景帝の中元五年には諸侯王国の公財政が中央に回収され、郡・国ともにこの規定が適用されるようになつたことになる。

以上のべた前漢初期の財政制度をふまえると、郡と諸侯王国とでは、賦税についてどちらの民衆に特典があつたのであらうか。『史記』卷一〇六呉王濞列伝に

然れども其の国に居るや、銅・塩を以ての故に、百姓に賦無し。卒の踐更するものには、輒ち平賈（価）を与ふ。とあるように、前漢初期の呉王国では私財政の財源の一つである銅・塩の収入が大きかつたために、公財政の収入源である賦を徴収しておらず、呉の百姓にとつては大きなプラスになつていた（呉王国では私財政と公財政とを柔軟に運用していたのである）。しかし呉の場合はたまたま銅・塩の収入によつて財政が富饒であつたという特殊事情のために賦を徴収せずにすんだのであり、他の諸侯王国が同様であつたとはいえないものである。

つぎに支出の面から郡と諸侯王国の負担の大体の傾向を推測してみよう。前漢初期の郡には、郡守・郡尉、およびそれぞれの丞と郡の属吏、郡の治安維持にあたる郡兵、県の令または長、丞尉と県の属吏⁽⁵⁾がいた。一方、諸侯王国には内史、（複数の郡からなる場合には、別に郡守、）県の令または長以下、郡とほとんどかわらない治民の官がいるほかに、丞相・御史大夫など諸侯王の尊貴性をもつための諸侯王家の官があり、また兵卒も、諸侯王国の治安維持にあたる兵卒もあつたのであり、全体として郡より諸侯王国の方が官吏・兵卒とともに多かつた。他方、郡には前述の献費のほかに、中央財政や辺境防衛へむけての錢・穀の委輸があつたと推測される。しかし、官吏・兵卒が多くても、中央・辺境への委輸があつても、郡・国に蓄積されていた額がかなり多かつたことを考へると、新たに民衆に負担増をもとめる必要はなかつたであろう。

他方、諸侯王の私財政は、別稿でのべたように、諸侯王がしばしばおこした反乱の財源となつていて⁽⁵⁾、またある諸侯王が軍備の増強にはしるると、その周辺の諸侯王も自衛を名目として軍備増強をはかるという事実がみられた。たとえば、武帝即位当初から淮南王劉安は帝位に対する野心などから反乱を謀つていたが、仲のよくなかつた弟の衡山王劉賜もこれに

対抗し（『史記』卷一八淮南衡山列伝）、江都王劉建は淮南王・衡山王の陰謀を聞いて兵器をつくり、閩越と同盟関係をむすび（『漢書』卷五三江都易王非伝）、膠東王劉寄もひそかに兵車・鎌矢をつくりて淮南にそなえている（『漢書』卷五三膠東康王寄伝）。同様のことは前漢初期の他の諸侯王国でもみられたと推測される。このような場合、私財政の収入源となる税の増税をはかつた可能性があるが、そのことを明記した史料はないし、ことの性格上あまりあからさまなことはできなかつたであろう。

かくて、前漢初期の諸侯王国の中には吳王国のように賦を徴収しないこともあつたが、これはあくまでも特殊な例外であり、支出の面からいえば、むしろ諸侯王国の方が負担が重かつた可能性もある。少なくとも賦税については、諸侯王国の領民の方に特典があるということはなかつたようである。

二 前漢の徭役制度と郡・諸侯王国の民衆の負担

前漢初期の列侯には律にきめられた範囲内で国人を徭役に徵発する権限が認められていた。一般に諸侯王は列侯より大きな権限が認められていたから、諸侯王も徭役徵発権をもつて、天下振はず。

ていたはずである。⁽²⁾はたして前節に引用した『史記』呉王濞列伝に、銅・塩で財政が豊かであつた呉王国について「卒の践更するものには、輒ち平価を与ふ」とあり、徭役に従事した卒に賃金をあたえているのは、呉王国に徵発権があつたからであろう。

諸侯王の徭役徵発権を考えるにあたり、賈誼の『新書』⁽²⁵⁾卷三属遠篇をみると

古者、天子の地は方千里、之に中して都を為す。輸将・繇使は、其の遠き者も、五百里を出でずして至る。公・侯の地は【方】百里、之に中して都を為す。輸将・繇使は、其の遠き者も、五十里を出でずして至る。輸将の者は、其の勞に苦しまず、繇使の者は、其の費に傷まず。故に遠方の人、其の居に安んじ、士民は皆な其の土に驕樂（⁽²⁶⁾喜びたのしむ）すること有り。此れ天下の長久なる所以なり。秦に及びては然らず。秦は尺寸の地を分かつこと能はず、尽く自ら之を有たんと欲するのみ。輸将は海上に起り、而して一錢の賦を來すに、十錢の費ありても、軽々しくは致すこと能はず。上の得る所の者甚だ少なく、民の之に毒苦ざること甚だ深し。故に陳勝一たび動

とあり、秦は中央朝廷など遠方への徭役の負担が重すぎた結果、民心を失い、そのため陳勝・吳廣の乱をおさえることができなかつた、とのべている。とくに関中から遠い関東の民衆にとつて、賦税の輸送などによる京師への往復は重い負担になつたのである。このことを実感していた関東出身の劉邦はどうのような対策を打ちだしたのであらうか。

諸侯王国の徭役徵發の問題を検討する前に漢時代の徭役制度についてみておこう。漢時代の徭役研究は長らく『漢書』卷二四食貨志上に引用された董仲舒の武帝への上言と、『漢旧儀』卷下の記事という文献史料を分析する形でなされ、濱口重國氏の古典的な研究以来、多くの研究が積みかさねられていた。⁽⁴⁾簡牘資料が利用できるようになつて山田勝芳・藤田勝久・重近啓樹・渡辺信一郎諸氏の研究が発表され、その議論はさらに多岐にわたってきたが、徭役は

- ・一五～五六歳の男子が毎年一ヵ月ずつ負担する更卒。
・一二三～五六歳の者が一年間就役する正卒。
・一二三～五六歳の者が一年間就役する衛士または屯戍。
- 特定の職務に従事する徭役……工人・樂人などが専門技能をもつて従事する特定の役務や、里門・県邑門の門番など。
- 一定期間地方徭役に従事する。
- 正……男子は一定の年齢に達すると、県尉が兵役に徵發するさいに参照する籍に傳され、傳籍後、さらに選抜された者が正となり、左記の兵役につく。

- 衛士……長安に番上し、一年間、宮城や諸官府の警護にあたる。
- 材官・騎士……常備兵として、一年間、郡・

ところが、最近になつて秦時代の雲夢睡虎地秦墓竹簡、前漢初期の張家山漢墓竹簡の律令や、里耶秦簡の行政文書などが多量に発見されて、これまでとはちがう観点から秦・漢の徭役制度が考察できるようになつた。そうした研究の代表的なものの一つが鷺尾祐子氏の研究である。⁽⁵⁾鷺尾氏の論点は多岐にわたるが、その徭役体系の枠組は

の三つでなりたつてゐるというのが大方の理解であったといえよう。

——当初は両者とも兵役であつたが、漢中期には他の徭役にも転用される。

種々の徭役……郷の長官が主体となつて徵發する。女子を徵發することもある。

——輸送や、道路・橋梁・灌漑設備の整備、邑の外壁の修築など。

とまとめることができよう。この研究は徭役の多様性と、その時代的変遷を明らかにし、また徵發の担当機関についても詳細な検討をくわえたところに特徴がある。

鷺尾氏の研究は多くの点で納得できるのであるが、首肯しがたいところもある。その第一は、漢時代の徭役の重要な部分をしめる徭戍（屯戍）を位置づけていないことである。その第二は、徭役徵發の主体として中央と県と邑（郷）があつたとみたうえで、輸送や、道路・橋梁・灌漑設備などの社会資本の整備にあたり、徵發期間が一定期間におさまらない可能性のある「種々の徭役」は、県の下部機関たる郷の長官が主体となつて徵發していたと強調する点である。この第二の点についてやや詳しくみておこう。

この見解をとるにあたつて鷺尾氏は、漢初の「二年律令」などにみえる邑は県と同等ではなく、県の下の郷であると主張する。たしかに後引の「二年律令」田律の「郷部 邑中の道を主る」の邑は郷であろうが、秩律四五一簡の楊邑、

四五三簡の戎邑には秩六百石の長官があり、四五六簡の万年邑には秩三百石の長官がいて明らかに県と同格の邑である。

鷺尾氏が郷の門の例としてあげた「汎邑の南門」（「奏讞書」案件一七の一〇一簡）の汎も県名であり（秩律四五一簡）、興律三九七簡の「徹侯の邑」は列侯国である。法律用語であらが、邑は基本的に県と同格である一方、郷をさすこともあつたことになる。それでは、郷は「長官」があつて業務を「主体」的に執行できるほどの機関であつたのであるうか。

尹湾漢墓簡牘一号木牘にもとづいて別稿で明らかにしたように、前漢末期の東海郡にある一七〇郷の吏員構成は、郷有秩と郷佐がそろつてある郷が二五、郷嗇夫と郷佐の郷が五五、郷嗇夫だけの郷が八二、郷佐だけの郷が八であつた。さらに『漢書』卷一九・百官公卿表上、『續漢書』志一八・百官志五によれば、郷には有秩・嗇夫・郷佐のほかに三老・游徼がいるようみえるが、三老は官吏ではなく、游徼は、確認しうるすべての文献史料や居延漢簡において県・道の属吏として表記されており、郷吏とはいえない。治安維持のために郷に派遣されていたのである。³⁸自分をふくめて吏員が二人か一人しかいな郷の有秩・嗇夫は長官とよぶに値しないであろう。

また鷺尾氏は、「二年律令」田律（三四七～三四八簡）の

鄉部主邑中道、田主田道。有陷敗不可行者、罰其嗇夫吏主者、黃金各二兩。

〔郷部〕邑中の道を主り、田〔部〕は田道を主る。道に陥敗して行くべからざる者有らば、其の嗇夫、吏の主る

者を罰すること、黄金各々一両)。
という記事をあげ、郷部(の斎夫)は邑中の道路が陥没して
通行不可能になつて、いるのを放置して、いたら罰せられるた

め、「郷齋夫に補修工事を主管する権限が与えられていた」

あることによって、道路や橋梁などの補修工事にともなう
徭役の徵発を担当し、しかも「徭役予定者の数及び徭役服務
者の数を二千石（郡守）に上申」していたのは県であるとの
べる。^註 そうすると、鷲尾氏が郷の長官が主体となつて掌つて
いたとみる「種々の徭役」の徵発と工事を主管していたのは
二千石が派遣した都吏か県であり、郷は戸籍を作成し、日常
的に郷民と接触していた関係から徵発の実務を任されていた
ということになる。

渡辺信一郎氏は鷺尾祐子氏の研究をふまえ、里耶秦簡」一
五正面の、洞庭郡の武器を内史・巴郡などへ輸送するさい
に洞庭郡守が県齋大卒史などにくだした指示、「二年律令」
律四一一〇四二五簡の、徭役のさまざまな徵發基準などを
分析したうえで、統一秦から前漢初期にかけての徭役・兵役
を復原したが、その大枠は以下の五つに分類できよう。

事を主管したはずである。現実に補修工事をはじめとなると、徭役の徵發からはじまるが、このことに関連して渡辺信一郎氏は「二年律令」徭律（四一六簡）に、郡・國の二千石が派遣する都吏と、県の令・丞の任務に関連して

歲上徭員及行徭數二千石官。

〔歳〕ことに徭員及び行徭の数を一千石官に上す。

吏役として一年間勤務する。県卒ともいう。

A 瑞戍・衛士……二三歳～五六歳の農民で傅籍された男子（正）が、瑞戍（戍卒・屯戍）として辺境警備に、または衛士として長安の警護に一年間就役する。

C 更徭……定期的に徴発される制度的徭役。一五歳以上（免老の年齢は身分により異なる）の士農工商の男子を月単位で徴発し、県を中心とする地方徭役に就役させる。五百石以下の官吏や工人・楽人も徴発される。更卒・践更ともいう。

D 稚……城壁・道路・橋梁などの補修工事や高官の送迎のために臨時に徴発される徭役。徴発にあたって年齢・性別と時期に制限がくわえられる。

E 稚使……郡・国から長安への献費、内郡から辺郡・

内郡への財物輸送のために臨時に徴発される。徴発にあたり年齢・性別と時期に制限がくわえられる。

徭役の運用について鼈尾氏が郷の役割を重視したのに対し、渡辺氏は郡を重く位置づけ、「今日の大企業にまさるとも劣らない労働の指揮権を各郡太守がもつ」とのべている。この点に関連して筆者は別稿で、郡・国は前漢初期から中央朝廷の出先機関として、前漢後半期以降の任務とほとんどかわらない広範な事項を管掌することになっていたが、属吏組織が充実していなかつたことなどもあって、賦税の徴収や徭役の徴発をはじめとする実務は限定的なものにおわっており、地方行政は県の実務処理を中心にうごいていた。その後、

時代がくだるにつれて郡・国が地方行政の中心的位置をしめるようになるが、具体的な実務を処理するのはあくまでも県であり、郡・国はそれを全体的に監督・指導するにとどまつていたことを明らかにした。⁽³⁾ 稚役徴発の実務の中心に位置するのはやはり県の令または長と丞、あるいは兵役の場合は尉であつたと考えるべきであろう。

前漢初期の諸侯王に徭役徴発権が認められていたことは先にのべたが、それは朝廷がさだめた以上の大枠の中でのことであろう。このことを念頭におき、渡辺信一郎氏の分類にしたがつて、前漢初期の郡と諸侯王国との徭役の負担を大まかに比較してみよう。

前漢初期の諸侯王国は規模が大きく、燕・代・呉・淮南・長沙などの諸侯王国には辺郡がふくまれていた。具体的史料があるわけではないが、これらの諸侯王国のA 稚戍（戍卒）は諸侯王国内の辺郡の防衛にあたればよく、わざわざ中央直轄の辺郡にいく必要はなかつたと考えられ、この点では諸侯王国の領民の方が郡の民より有利である。ただし、前漢初期にも齊・趙・梁・楚など辺郡のない諸侯王国もあつた。これらの諸侯王国で徭戍がどのように実施されていたのか、さらなる検討が必要である。

もう一つのA衛士は、郡と諸侯王国とで負担にかなり大きな差があったようである。郡の衛士と諸侯王国の衛士の制度

の相違とその変遷について、濱口重國氏は「武帝登極以前における郡の衛士は長安に一年間番上し、衛尉の統率のもとに南軍を形成して宮城守護や京師の諸官庁の警護にあたるが、

王国の衛士は長安ではなく王都に番上した。郡国制の実が破れてからは、王国の衛士も原則上長安に番上する事となつた」⁽⁴⁾（大意）とのべている。濱口氏はこの理解を徭役関係の諸論文でくりかえしているが、史料をあげて論証しているわけではない。右のうち、郡の衛士が前漢初期から長安に番上して

いたことに誤りはないと思われる所以で、諸侯王国の衛士について若干の史料をあげながら検討しておこう。

前漢初期の諸侯王国は中央朝廷とかわらない官制になつており、『漢書』卷四四淮南厲王長伝に引く、文帝の舅薄昭の淮南王劉長あての書簡に「衛尉」がみえるから、この衛尉が衛士を統率していたのである。そして景帝の中元五年の改革にさいして、諸侯王国の御史大夫以下の諸官を省いたときに衛尉は省かれ、衛士の数も減ぜられたと推測される。

その後、諸侯王国の衛士の制度はどうなるのであろうか。『続漢書』百官志五の諸侯王国の条をみると、諸官を列記し

た中に

衛士長、本注に曰く、「衛士を主る」と。……皆な比

四百石なり。

とあり、後漢時代の諸侯王国では衛士長が衛士をつかさどつていたことがみえる。この制度は少なくとも前漢の武帝期までさかのぼるようである。『史記』卷一一八淮南王安列伝をみると、元朔五年（前一二四）ころ、淮南王劉安の謀反が朝廷の知るところとなり、公卿が劉安を逮捕して取り調べるよう武帝に請うていることがわかつたときのこととして

王事の發かるるを恐る。太子遷謀りて曰く、「漢使即し王を逮へんとせば、王一人をして衛士の衣を衣せ、

戟を持ちて庭中に居らしめん。王の旁らに是に非ざる」と有らば、則ち之（＝漢使）を刺殺せしめん。……」と。

とあり、武帝期の諸侯王のまわりに衛士がいたことがわかる。さらに『漢書』卷六三昌邑王賀伝には、元平元年（前七四）、昭帝が死んで昌邑王劉賀が世嗣になるべく京師にむかう途中で、大奴の善に命じて衣車に女子を乗せりこませていたことが露見して漢使に責められたとき、昌邑王国の郎中令の龔遂は昌邑王に、大奴善をとらえて衛士長にゆだねるように進言している。武帝・昭帝期以降、諸侯王国に衛士長がいて衛士を

ひきいていたことが確認される。

濱口氏は、郡国制の実がやぶれると諸侯王国の衛士は原則上長安に番上することとなつたと推測したが、武帝期以降にも諸侯王のまわりに衛士がいたことは事実である。さらに諸侯王国の衛士長の官秩は比四百石であるが、四百石以下は景帝中元五年以降も諸侯王国任命であった。⁽⁴⁾この状態をみれば、前漢後半期における諸侯王国の衛士の制度は、前漢初期と同様に諸侯王の側にたつ存在であつたようにみえる。しかし『漢書』昌邑王賀伝によれば、昌邑王国の衛士長が大奴の善を公正にさばく立場にあつたことは明らかである。衛士長は諸侯王国任命であるが、諸侯王自身の任命なのか、国相を中心とする諸侯王国府の任命なのか、検討を要する。少なくとも、

周辺の諸宮城や諸官府、地方では六八の郡・国にある一六七の郡国廟と諸侯王の周辺に置かれていた。⁽⁵⁾衛士がこのように全国的に配備されていたとする、徵發された衛士は全国的視野で公平に派遣されていたと推測される。淮南王国の衛士だから淮南王国出身、あるいは淮南王の側にたつと簡単にはいえないであろう。

以上、濱口氏の衛士理解に若干の検討をくわえたが、前漢初期にかぎれば、衛尉が諸侯王国任命であり、衛士も諸侯王国内から徵發されていたと考えられる。すなわち、前漢初期には郡の民が衛士として長安に一年間番上していたのに対して、諸侯王国の領民は国都に番上するだけでよく、その負担ははるかに軽かつたといえる。

B甲卒の中の材官・騎士は、郡にしても諸侯王国にしても、みずから居住する郡・国内の警備にあたるものであるから、両者に負担の差は基本的になかつたとみてよい。吳楚七国の乱のように諸侯王が反乱をおこすさい、諸侯王国の領民が兵卒として徵發され、その分だけ負担が重くなつたこともありえたが、これは反乱という特殊な条件下のことであり、またようとしている。「人」、すなわち淮南王の側近に衛士の服をさせたというのは、本来の衛士が淮南王の思い通りに動かなかつたためである⁽⁶⁾。前漢後半期の衛士は、長安およびその

〔C更徭（更卒・踐更）についてまず思いだされるのは、先に紹介したように、前漢初期の呉王国では銅と塩による収入が豊かであったために、領民から賦を徴収せず、徭役に従事した者には平価をあたえていた（『史記』呉王濞列伝）ことである。呉王国の領民は踐更についても、他の郡・国の民より負担が軽かつたことになる。しかしこれも呉王国の特殊事情であり、すべての諸侯王国で更徭の負担が軽かつたと一般化することはできない。更徭は郡と諸侯王国とで基本的に負担の差はなかつたと考えるべきであろう。

城壁・道路・橋梁などの補修工事のために臨時に徵發されるD徭も、基本的に郡と諸侯王国とで差はなかつたといえよう。

『漢書』卷四八賈誼伝をみると、文帝の前元六年（前一七四）に淮南厲王劉長が反乱をおこそうと謀ったため、淮南王国が廢されて九江郡・衡山郡などの四郡に改められた。その五年後の前元二年（前一六九）に梁懷王劉勝が死んだ時に

〔賈 誼 復た上疏して曰く「……今、淮南の地、遠き者は或いは數千里なり。両諸侯を越えて、漢に県属（＝懸属、かけはなれて所属する）す。其の吏民の繇役にて

長安に往来する者、自ら悉して中道の衣敝を補ひ（応劭曰く、「自ら其の家の資材を悉して、補縫して衣を作るなり」と）、錢用・諸費は此に称ふ。其の漢に属するを苦しみ、王を得んと欲すること至つて甚しく、逋逃して諸侯に帰する者、已に少なからず。……」と。文帝是に於て誼の計に従ひ、乃ち淮陽王武を徙して梁王と為し、城陽王喜を徙して淮南王と為し、其の民を撫せしむ。とあるように、中央朝廷に直属することになった旧淮南王国の吏民は、「繇役にて長安に往来」しなければならなくなり、他の諸侯王国へ逋逃する者が多くなつたのである。居住地と長安を往復する徭役といえば、長安の警護にあたるA衛士のほかに、郡・国から長安への献費の輸送にあたるE徭使があるが、徭使には内郡から辺郡・内郡への財物の輸送という任務もあつた。諸侯王国にも義務があつた献費は貨幣中心であるが、内郡から辺郡・内郡へ輸送する財物は重くてかさばる穀物中心であり、前漢初期にかぎれば、この負担は圧倒的に郡の方が重かつたのである。

以上の検討の結果、前漢初期においては、居住地の常備兵（材官・騎士）となるB甲卒、地方徭役に従事するC更徭やD徭は、郡と諸侯王国とで民衆の負担に差はなかつたが、A

徭戍・衛士、E 程使の場合、郡の民は長安・辺境までいくことがあるので、その対し、諸侯王国の領民は基本的に国内の移動ですむというように、その負担に大きな差があつたことを明らかにした。文帝期に、淮南王国が廢されて中央朝廷に直属したときに、淮南の地の民に「王を得んと欲」して他の諸侯王國に逋逃する者が多くなつたのはこのためである。関東の民衆にとって、諸侯王に徭役徵發権がみとめられることは非常に大きな特典であったのである。関東出身の高祖劉邦は秦時代に亭長として驪山陵造営のための卒徒を引率していく途中、卒徒に逃げられた経験を有しており（『漢書』高帝紀上）、民衆が徭役に苦しむことを知悉していた。それだけに、関東に諸侯王を封建して徭役徵發権を認めることが、その領民、

ひいては地域社会の輿論を代表していた父老・豪傑層を反漢王朝的行動に走らせないという効果を有するであろうことは十分に認識していたであろう。

本節では背景の二つ目として、景帝の中元五年以後に諸侯王国が廢されて郡になつても、諸侯王国が郡とかわらない支配をうけるようになつても、関東の民衆の税役面の負担をあまり変わらなくするいくつかの条件がととのえられつつあつたことをみていくこう。¹⁸⁾

三 程役制度運用の推移と負担の平均化

呉楚七国の乱をへた景帝の中元五年、徵稅役権をふくむ諸侯王の諸權限は削減され、諸侯王国は基本的に郡とかわらな

『漢書』卷四九晁錯伝は、文帝期になされた晁錯の上言をいくつか引用しているが、その中の辺境防衛に関する上言に

然れども遠方の卒をして塞を守らしめ、一歳にして更め

い体制のもとで支配されるようになつた。この結果、諸侯王

の父老・豪傑層以下の民衆がうけていた特典は消えたはずである。しかし、関東において父老・豪傑層を中心とする反発がおこつた形跡はない。このことは漢王朝が長期政権になることと関係すると考えられる。その背景の一つとして、高

祖劉邦が即位して六〇年近くという期間を、漢王朝が設定した諸侯王国体制の中ですごすうちに、父老・豪傑層にその体制をうけいれる傾向がでてきたことがあげられる。前稿を参考にしていえば、漢王朝は諸侯王に人事権を認めたことに

よつて、父老豪傑層が希望する行政を事実上容認し、父老・豪傑層は諸侯王国で高官に就任して、その体制の中に入つていつたのである。

18) 本節では背景の二つ目として、景帝の中元五年以後に諸侯

王国が廢されて郡になつても、諸侯王国が郡とかわらない支配をうけるようになつても、関東の民衆の税役面の負担をあまり変わらなくするいくつかの条件がととのえられつつあつたことをみていくこう。

ば、胡人の能を知らず。常居する者を選びて、家室・田作せしめ、且つ以て之に備へしむるに如かず。……先づ室屋を為り、田器を具へ、乃ち舉人（＝罪人）及び免徒復作（＝赦令で刑をゆるされた者と、労役刑に服する女子）を募りて之に居らしめん。足らざらば、丁（＝成年の奴婢を以て舉人を贖ひ、及び奴婢を輸して以て爵に挙せんと欲する者を募らん。足らざらば、乃ち民の往かんと欲する者を募らん。……陛下の時を以て、民を徙して辺を実し、遠方【の民】をして屯戍の事無からしめ、塞下の民の父子、相ひ保んじ、係虜（＝捕虜）の患へを亡からしめば、利は後世に施され、名は聖明と称へられん。其れ秦の怨民を【屯戍】に行かると、相ひ去ること遠からん。』ある。すなわち、関東など遠方から送りこまれた屯戍（徭戍）では、匈奴の能力を知る前に一年で交替して効果があがらないから、住宅や農具などの準備をとのえうえで、罪人、富人の贖罪・抨爵のために納められた奴婢、民間の希望者を辺境に徙して永住させ、屯戍（徭戍）をなくしようと提案している。この徙民政策の提案は早速聞きいれられ、つづく上言には、屯戍（徭戍）と辺境への穀物輸送が軽減されたとある。屯戍について『史記』卷二漢興以来將相名臣年表

の文帝前元一三年（前一六七）の大事記の欄に「肉刑及び田租税律・戍卒令を除く」とあるが、後述のように武帝期以降にも戍卒（徭戍）の記事が確認されるから、屯戍（徭戍）は除かれたのではなく、減少されたとみるべきである。

徙民はその後も行なわれる。『史記』平準書には、元狩三年（前一二〇）のこととして

山東（＝関東）水菑を被り、民多く飢乏す。是に於て天子、使者を遣はし、郡国（ぞうかく）の倉廩（＝倉庫）を虚しうして、以て貧民を振はす。猶ほ足らず、又た豪富の人を募りて相ひ貸仮せしむ。尚ほ相ひ救ふ能はず、乃ち貧民を閑以西に徙し、及び朔方以南、新秦中を充たすこと、七十余万口。衣食は皆な給を県官に仰ぐ。数歳にして産業（＝田地などの生産手段）を仮し予ふ。

とあり、武帝期には、関東における水害の被災者七〇万人以上をオルドスなどへ移住させている。そして『漢書』卷六武帝紀の元狩三年の条に「隴西・北地・上郡の戍卒の半ばを減ず」とあり、文帝期と同様に戍卒が減らされている。

徙民政策に関連して、『史記』平準書の元鼎五年（前一二二）の条に

上郡・朔方・河西・河西に田官を開き、斥塞の卒六十五万

人、之に戍田す。

とあるように、上郡・朔方郡・西河郡など西北方面で屯田がはじまり、『漢書』卷九六西域伝下の渠犁の条には、武帝の

衛士は長安だけでなく、全国に多くある郡国廟や諸侯王の周辺にも配備されており、その徵發は合理的に行なわれるようになつたと考えられる。

昭帝初年に実施されたこと、「漢書」六九趙充国伝には、宣帝期にも西羌の反乱にそなえて趙充国が屯田を上奏したことがあがみえる。これら屯田も事実上戍卒（徭戍）と同じ役割をはたすことになる。このように辺境防衛に関しては各種の改革

以上のべたように、文帝期に辺境への徙民がはじまり、武帝期以降の屯田もくわわって、前漢初期に郡の民の負担となっていた徭戍（戍卒）の義務は全体的に大幅に軽減されたし、衛士の負担も減少してきました。

い。)
（五四）春正月の条に「成卒の什の二を減ず」と、成卒が「減」
ざられたことはみえても「廢」されたことはなく、居延漢簡
にも前漢後半期の関東出身の成卒がみえているから、成卒が
全くなくなつたわけではない。それでも、ここにのべた一連
の政策によつて成卒の負担が軽減されていくことは間違ひな

文帝期の罪銭は、右にみた従民政策とは、は時を同じくして郡の民の負担軽減につながる別の提言を行なつてゐる。『漢書』卷二四食貨志上は、文帝期の賈誼の上言をのせたあとに、晁錯の勸農に関する提言をのせてゐるが、その最後の部分に夫れ高爵を得ると罪を免るるは、人の甚だ欲する所なり。天下の人をして粟を邊に入れ、以て爵を受け罪を免れしめば、三歳を過ぎずして、塞下の粟必ず多からん。

徭戍（屯戍）とは異なるが、『漢書』武帝紀の建元元年（前

一四〇) 秋七月の条の詔に

衛士の転置送迎（即ち新旧交代する）するもの二万人なり。

其れ万人を省け。

とあり、武帝は即位早々に衛士を二万人から一万人に減少さ

案し、これが田租の半減・全免につながつたとある。辺境、郡、県への納粟政策は田租の負担を軽減させたことになるが、同時に、富人が穀物を直接納入していることに注目すると、郡の民の徭使の負担も軽減されたことがわかる。

武帝期には右記の屯田の開始や衛士の削減などのほか、元光五年（前一三〇）に大農令に就任した鄭当時の提言で渭水の南に漕渠を開鑿して漕運の便を高め、開墾の実をあげている。その後も、関中においては龍首渠・靈輶渠・成国渠・漳渠・六輔渠・白渠を建造して開墾をすすめている（以上、『漢書』卷二九溝洫志）。これらは関中における食糧の供給力を高める政策であり、工事のために一時的に徭役の負担が増加したこともあるうが、完成ののちには関東の民衆の穀物輸送の負担を軽減させたことは間違いない。⁽⁵⁾

少し議論はそれるが、文帝前元一三年に肉刑が廃止されると、有期の労役刑が整備された。武帝期になると法網は細密になり、法の適用も厳しくなり（『漢書』卷二三刑法志）、労役刑の判決をうけた刑徒が増加した。中央官庁による宮城造営、朝廷における公的食事の調理、武器管理、地方官府（郡、県）による道路の修治、漕運路の改作、さらに数郡にまたがる広領域の工事などは、当初、徭役労働によつていたが、武帝期

以降、刑徒労働が広く用いられるようになつた。その分だけ民衆の徭役の負担は軽くなるであろう。⁽⁶⁾

武帝期には、中央官庁、とくに大農府（大司農）の実務の運用にも徭役の負担の軽減につながるものができる。『史記』卷一二〇鄭当時の列伝をみると、外征などで財政状況が悪化しはじめていた元光五年から一一年間大農令に在任せた鄭当時（字は莊）について

莊の任人（＝保証して官吏にしてやつた人）、賓客の大農の餓人（＝雇い人）と為るものに、逋負（＝償却しない負債）多し。

とあり、大農府が餓人を雇つて物資を輸送するということがはじまつてゐる。そして『漢書』食貨志下には、元封元年（前一一〇）に治粟都尉として大農府を領していた桑弘羊が均輸・平準を提案する直前の状況をのべて

諸官 各々自ら市ひて相ひ争ひ、物 故を以て騰躍し、而して天下の賦輸 或いは其の餓費を償はず。

とある。賦によつて調達された財物の輸送で餓費の経済性が問題になるというのは、その労働力が雇傭によつてまかなかれていたためであり、賦輸が餓人の労働力によることはすでに一般化していたようである。元封元年のころまでは国家が

雇傭によつて輸送し、それは徭役の負担を軽減するところ大なるものがあつたといえよう。⁽¹⁷⁾ ただし、元封元年以降は、桑弘羊の提案による均輸・平準が財物輸送の中心をしめたと理解される。

景帝中元五年の改革からすればやや時間が経過しすぎるが、渡辺信一郎氏は、昭帝の始元六年（前八二）の塩鉄会議をさかいに、更徭（更卒）は労働義務から過更銭による錢納原則へと形態が転化したと推定した。⁽¹⁸⁾ 錢納原則ということになれば、居住地と就役地との距離の差による徭役の負担の差は事実上なくなる。

以上、景帝の中元五年以後に諸侯王国が廃されて郡になつ

ても、諸侯王国が郡とかわらない支配をうけるようになつても、関東の父老・豪傑層が反発をおこさなかつた背景と考えられる断片的な事実をあげてきた。これら一つ一つは効果が小さく、一時的には徭役の負担を増加させたかもしれないが、

事業が完了し、積みかさなることによつて、関東の民衆の徭役の負担を軽減し、また一部は田租をさげる効果をもたらしたものである。

ところで、本節では晁錯の徙民政策、納粟政策を中心に論じたが、晁錯の政策は辺境防衛政策や勸農政策の一環であり、

直接的に関東の民衆の負担軽減をめざす政策ではなかつた。本節でとりあげたその他の政策も、基本的には国家の安定をめざすものであつた。漢王朝は文帝・景帝・武帝と時代をくだるにつれて広大な領域を郡県体制のもとで支配しようとして、国家全体のバランスに配慮した政策をうちだしてじめたようである。「はしがき」で紹介したように、漢王朝は広大な領域を中央集権体制で支配する限界を克服するために郡国制を採用したという一面があつた。呉楚七国の乱ののちに全國を実質的に郡県体制下で支配しようとしはじめるが、その時には本節でのべたような政策が実施されており、また進行中であったのである。

国家全体のバランスに配慮するという姿勢は、武帝期の外征においてもみることができる。すなわち両越にむかうときには江・淮の間、西南夷に対しては巴・蜀、朝鮮にむかっては燕・齊の間を出撃基地とし（以上、『史記』平准書）、元鼎六年（前一一一）一〇月の西羌遠征においては隴西・天水・安定郡、同年秋の匈奴遠征では九原郡・令居県を出撃基地と設定し（以上、『漢書』武帝紀）、それぞれに委積された穀物、武器などと兵士を微発していた。その外征の結果、両越から西南夷、西域そして朝鮮と領域を広げ、いづれも形式的には

郡県体制のもとで支配するようになった。しかしこれらの地域に内地の郡・県と同様な役割を期待したわけではなかった。むしろ逆に、両越から西南夷にかけての「初郡十七」では、当初賦税を徴収せずに、南陽・漢中以遠の諸郡の委積を輸送して吏卒の俸禄などの経費にあて（以上、「漢書」食貨志下）、支配の基礎をかためようとしている。これらの政策は一時的には特定の地域に負担を強いるのであるが、長期的、かつ全國的な視点にたてば、それなりにバランスのとれた合理的な支配であったといえよう。こうした支配のやり方が生まれてくる過程で、本稿で取りあげてきた関東の民衆の徭役の負担を軽減させる効果がうまれ、関東の民衆、ひいてはその父老・豪傑層を漢王朝の体制内に組みこむことになったのであろう。

むすび

前漢成立当初の混乱の中で採用された郡国制について、これまで支配する側の立場からいくつかの見解がだされてきたが、筆者は、諸侯王を封建して各種の権限を委譲することには、関東の父老・豪傑層や、その指導下にある民衆の支持

を得し、彼らを反漢王朝的行動に走らせないようにするという意図もあったと考えている。前稿ではそれと人事権との関係を考察したが、本稿ではそれと徵稅役權との関係を考察してきた。

前漢初期に中央朝廷とは別に財政が運用されていた諸侯王国と、中央朝廷（治粟内史）の監督下におかれていた郡とで民衆の負担を比較すると、賦税の面ではむしろ諸侯王国の方が負担が重かった可能性があり、諸侯王国がおかれた方が領民に特典があるということはなかつたようである。他方、徭役面では、居住地の常備兵（材官・騎士）となる甲卒、地方徭役に従事する更徭や徭は、郡と諸侯王国とで民衆の負担に大きな差はみられなかつたが、徭戍・衛士や徭使の場合、郡の民は長安や刃郡へ行くことがあるのに対して、諸侯王国の領民は基本的に諸侯王国内での就役だけですむというようになり、その負担には大きな差があつた。関東出身の高祖劉邦は、諸侯王に徭役徵發權を認めることに、父老・豪傑層以下の民の支持を獲得する効果があることを認識していたであろう。ところが吳楚七国の乱をへた景帝の中元五年以降、徵稅役權をふくむ諸侯王の諸権限は削減され、諸侯王国は基本的に郡とかわらない体制のもとで支配されるようになつた。この

結果、諸侯王国の領民は、徭役の負担が軽くなるという特典

を失つたはずであるが、その後、関東で父老・豪傑層を中心とする反発はおこつていよい。そこには、文帝期の晁錯の提案にはじまる徙民政策、納粟政策、武帝期の水害とともになう

七〇万人の徙民、屯田政策、衛士の削減、漕運・開墾のための渠の建設、刑徒労働の利用、大農府の餓人使用、更徭の過

更錢納入化などの政策が、関東の民衆の徭役や田租の負担を軽減するという効果をもたらした。ただし、これらの政策は

関東の民衆の負担軽減を目的とするものではなく、広大な領域を郡県制のもとで合理的に支配しようとする政策であり、それが結果としてこのような効果をもたらしたと理解され

る。

註

(1) 杉村伸二「郡県制の再検討」(『日本秦漢史学会会報』六二〇〇五年) 参照。

(2) 拙稿「前漢初期の諸侯王国と父老・豪傑層」(『川勝守・賢亮博士古稀記念 東方学論集』、汲古書院、二〇一三年予定) 参照。

以下、本稿ではこれを前稿とよぶ。

(3) 加藤繁「漢代に於ける国家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一斑」(一九一八年・一九一九年初出、加藤著『支那經濟史考証』上、東洋文庫、一九五二年)。以下、以下、本稿における加藤氏の見解はすべてこの論文によつている。

(4) 加藤繁氏は、帝室財政が国家財政に統合されたのは後漢時代であったとのべたが、山田勝芳「漢代財政制度に関する一考察」(『北海道教育大学紀要』第一部B)二三一、一九七二年)は、それが王莽期であつたことを明らかにしている。

(5) 吉田虎雄著「兩漢租税の研究」(大阪屋号書店、一九四二年)、平中荅次著「中国古代の田制と税法」(東洋史研究会、一九六七年)、山田勝芳著「秦漢財政收入の研究」(汲古書院、一九九三年)、渡辺信一郎著「中国古代の財政と國家」(汲古書院、二〇一〇年の第一章「漢代の財政運営と国家的物流」)(一九八九年初出)などを参照。

(6) 池田温著「中国古代籍帳研究—概観・録文」(東京大学出版会、一九七九年) 参照。以下、江陵鳳凰山一〇号漢墓簡牘は、本書の「録文」の「諸種録文」による。

(7) 江陵鳳凰山一〇号漢墓簡牘を利用した初期の芻稿税研究に高敏「從江陵鳳凰山一〇号漢墓出土簡牘看西漢前期芻・稿税制度の変化及其意義」(一九八八年初出、高著『秦漢史探討』、中州古籍出版社、一九九八年)、注(5)所掲の山田勝芳著『秦漢

財政収入の研究』の第二章「田租・芻稿税」などがある。「二年律令」田律を利用して田芻・田稟の税額などを考察したものには、朱繼平「從《張家山漢簡》談漢初的戸賦与戸芻」『江漢考古』二〇一—一四)などがある。

(8) 注(5)所掲の山田勝芳著『秦漢財政収入の研究』の第三章「算賦及び算縉・告縉」参照。なお高敏「關於漢代有戸賦・質錢及各種礦產稅的新証」——讀《張家山漢墓竹簡》札記之五——(高著『秦漢魏晉南北朝史論考』、中国社会科学出版社、二〇〇四年)

は、戸賦について人頭単位に徵収してきた口錢・算賦と、耕地の頃畝を単位に徵収してきた芻稿税とを、戸単位で徵収するようにならためたものとみる。

(9) 中国の歴史をみれば、ある王朝の成立当初の人口が前王朝の一~三割に減少することは一般的にみられた。前漢でも、『漢書』卷一六高惠高后文功臣表の序に高祖二年のこととして、「時に大城・名都の民人散亡し、戸口の得て数ふべきもの裁かに付の二・三なり」とあるが、これは「大城・名都」だけではなく、全国規模でみられたことと理解される。減少分は民衆が死んだのではなく、戸籍に登記されていなかつただけのことである。拙稿「漢民族は絶滅したか——中国古代の人口統計」(福岡大学人文学部歴史学科編著『歴史はおもしろい』、西日本新聞社、二〇〇六年)参照。

(10) 論拠は異なるが、千振波「從簡牘看漢代的戸賦与芻糞税」(故宮博物院院刊)二〇〇五一二)も同趣旨のことを述べている。

注(7)所掲の朱繼平「從《張家山漢簡》談漢初的戸賦与戸芻」は、同様な論旨から戸賦・戸芻をまとめて戸税とみている。

(11) 戸賦・戸芻の消滅の背景について、注(7)所掲の朱繼平「從《張家山漢簡》談漢初的戸賦与戸芻」は民爵の濫賜にもとめている。

(12) 注(5)所掲の吉田虎雄『兩漢租税の研究』の第十節「貢獻」

参照。なお董平均著『出土秦律漢律所見封君食邑制度研究』(黒竜江人民出版社、二〇〇七年)の第六章「封君食邑制度対秦漢国家統治秩序的影響」も吉田氏と同様な説をとる。

(13) 山田勝芳「均輸平準と桑弘羊」(『東洋史研究』四〇一三、一九八一年)参照。

(14) 注(5)所掲の渡辺信一郎「漢代の財政運営と国家的物流」参照。

(15) 山田勝芳「均輸平準の史料論的研究」(二)『歴史』六二一、一九八四年)参照。

(16) 注(5)所掲の渡辺信一郎「漢代の財政運営と国家的物流」参照。

(17) 拙稿「前漢諸侯王国の財政と武帝の財政增收策」(『福岡大学研究所報』三七、一九七八年)。ちなみに『史記』平準書は「封君の湯沐の邑」として諸侯王と列侯を同一視しているが、郡という領域を単位に封建された諸侯王と、戸数を単位に封建された列侯では封國の形態が異なり、財政收入も異なっていた。列侯の財政については拙稿「前漢列侯の封域と財政」(『福岡大学人文論叢』三一-一二、一九九九年)参照。

(18) 拙著『漢時代における郡県制の展開』(朋友書店)二〇〇九年)の第一章「前漢前半期における県・道による行政」(一九八二年初出)、第十一章「兩漢時代における郡府・県廷の属吏組織と郡・県関係」(一九九〇年初出)において、漢時代には算賦・田租などを徵収し、錢・穀を蓄積するのは県・道であったことを明らかにした。

(19) 注(5)所掲の山田勝芳著『秦漢財政収入の研究』の結論「秦漢財政収入の特色と収入の推計」六五三頁(六五四頁、注(5)所掲の渡辺信一郎「漢代の財政運営と国家的物流」六九頁で、これらの数値は一致している。

(20) 注(9)参照。

(21) 梁方仲編著『中國歷代戸口・田地・田賦統計』(上海人民出版社、

一九八〇年)の甲表一で一覽表示している。

(22) 藤田勝久著『中国古代國家と郡縣社會』(汲古書院、一九〇五年)

の第二篇第三章「漢代の漕運事業と郡縣社會」(一九八三年初出)は、転漕された穀物は地方税糧ではなく、告縉で没収された公田で生産される穀物であると論じている。この点について拙稿「書評・藤田勝久著『中国古代國家と郡縣社會』」(『史學雜誌』一一七・六二一〇〇八年)で批判しておいた。ちなみに六〇〇万石といつても、日本でいえば六五万石程度にすぎないことに注意すべきである。

(23) 調均については、注(5)所掲の渡辺信一郎「漢代の財政運営と國家的物流」参照。

(24) 注(18)所掲の拙著『漢時代における郡県制の展開』の第五章「武帝の財政増収政策と郡・國・縣・道」(一九八九年年初出)の二五五頁(二五七頁において、郡・國の守・相の限界として、これらのこと)を論述した。

(25) 漢時代における郡・縣の吏員組織については、注(18)所掲の拙著『漢時代における郡県制の展開』の第九章「前漢末における地方官府の構成——吏員の設置状況からみる——」(一九〇三年初出)、第十一章「兩漢時代における郡府・縣廷の屬吏組織と郡・縣關係」(一九〇〇年初出)で考察した。

(26) 注(17)所掲の拙稿「前漢諸侯王國の財政と武帝の財政増収策」参照。

(27) 注(17)所掲の拙稿「前漢列侯の封域と財政」参照。

(28) 賈誼『新書』が史料として信頼性が高いことについては、工藤卓司「賈誼と『賈誼新書』」(『東洋古典学研究』一六二〇〇三年)、城山陽宣「賈誼『新書』の成立」(『日本中國學會報』五六、一〇〇四年)などを参照。

(29) 濱口重國著『秦漢隋唐史の研究』上(東京大学出版会、

一九六六年)の第二部第一章「踐更と過更——如淳説の批判——」(一九三一年初出)、第二章「踐更と過更・補遺」(一九三一年初出)、第三章「秦漢時代の徭役労働に関する一問題」

(一九三四年初出)、注(5)所掲の吉田虎雄著『西漢租稅の研究』の第六節「徭役及び更賦」(西村元佑「漢代の徭役制度」(『東洋史研究』一二一五、一九五三年)、米田賢次郎「漢代徭役日数に關する一試論——特に『三十倍於古』について——」(『東方學報』京都二七、一九五七年)、伊藤徳男「漢代の徭役制度について——董仲舒の上言と『漢旧儀』との解釈をめぐって——」(『古代學』八一二、一九五九年)など参照)。

(30) 注(5)所掲の山田勝芳著『秦漢財政收入の研究』の第四章「徭役兵役」、注(22)所掲の藤田勝久著『中国古代國家と郡縣社會』の第二篇第五章「前漢の徭役労働と兵役」(一九八四年初出)、注(5)所掲の渡辺信一郎著『中国古代の財政と國家』の第二章「漢代更卒制度の再検討——服虔『演口說批判』」(一九九二年初出)など参照。

(31) 鷺尾祐子著『中国古代の專制國家と民間社會——家族・風俗・公私』(立命館東洋史学会、一九〇九年)の第一章「漢代における更卒と正——徭役・兵役制度に関する試論」(一九〇五年・二〇〇六年)参照。

(32) 注(7)所掲の山田勝芳「田租・芻稿稅」五五頁は、秦時代の鄉部の権限は田部の管轄にまで拡大して「鄉嗇夫はまさに一郷の長」となり、漢時代の郷は游徼をも置いて「亭部の警察機能のかなりの部分を吸収した」とのべ、鷺尾氏と同様な立場をとる。

(33) 注(25) 所掲の拙稿「前漢末における地方官府の構成」の第三節参照。

（34）

注(18) 所掲の拙稿「兩漢時代における郡府・県廷の属吏組織と郡県關係」で、兩漢時代の県廷の属吏組織を復原したが、前漢後半期に確認された廐・庫・田曹・尉史・士吏は後漢時代に確認できず、後漢で確認できた道橋掾は前漢後半期に確認できなかつた。これは史料の少なさの結果であり、現実には右記の属吏は前漢・後漢を通して存在し、道橋掾が邑中・田中の道路の補修工事などをつかさどつた可能性がある。

(35) 注(30) 所掲の渡辺信一郎「漢代更卒制度の再検討」の「補論」参照。

(36) 注(5) 所掲の渡辺信一郎著『中国古代の財政と国家』の第二章「漢代更卒制度の再検討—服虔『演』説批判」(一九九二年初出)、「補論」(二〇一〇年)、第四章「漢代国家の社会的労働編成」(二〇〇一年初出) 参照。

(37) 傷籍の年齢は、秦時代は雲夢睡虎地秦墓の墓主喜の例から一七歳と考えられる(『編年記』)が、漢時代になつて「二年律令」傳律三六四簡では爵位によつて二〇歳・二二歳・二十四歳と差があり、景帝の前元二年に「天下の男子」は二〇歳とされ(『漢書』卷五景帝紀)、昭帝期に二三歳になつた(『塩鉄論』未通篇第十五)。渡辺氏は昭帝期以降の事例をとりあげている。

(38) 注(18) 所掲の拙著『漢時代における郡県制の展開』の第一章「前漢前半期における郡国の職掌と二千石の任用」(一九八二年初出)、第四章「武帝期における郡・国の守・相の職權強化」(一九八二年初出) 参照。

(39) 注(29) 所掲の濱口重國「秦漢時代の徭役労働に関する一問題」の注(七) 参照。

(40) 拙稿「前漢諸侯王国の官制——内史を中心にして——」(九

州大学東洋史論集』三、一九七四年) 参照。

(41)

『史記』卷五九・五宗世家によると、膠西王劉端は武帝期に封地の三分の二を削られ、租賦徵収を禁じられると「端皆な衛士を去る」とある。この衛は衛士であろうが、膠西王が衛士を去ったのは、衛士の制度が朝廷側にたつものであつたためであろう。

(42)

志野敏夫「漢の衛士と『饗故衛士儀』」(早稲田大学『文学研究科紀要』別冊一)、哲学・史学編、一九八五年) 参照。

(43)

杉村伸二「景帝中五年王国改革と国制再編」(『古代文化』五六一、一〇、二〇〇四年) は、景帝中元五年の改革によつて、それまで諸侯王国によつて分割されていた領域經營が一気に漢

王朝のもとに集中してきたことで、数々の問題が発生したとする。その一つ、地方長吏の増加の問題の解決策を杉村氏は元光元年(前一三四)の孝廉察舉の開始とみていく。この点については、注(18) 所掲の拙著『漢時代における郡県制の展開』の第十章「兩漢時代における県道の長吏の任用形態とその変遷」(一九八六年初出)の注(42) 参照。その二つ、諸侯王国財政の回収にともなう経済問題の解決策として、杉村氏は元封元年の均輸・平準をあげている。同意すべき指摘であるが、本節では筆者の立場から、もう少し広く検討している。

(44)

たとえば、永田英正著『居延漢簡の研究』(同朋舎、一九八九年)の第一章「居延漢簡の集成」(一一二一頁)〜(一四四頁)など参照。

(45)

六輔渠の建造がはじまつたころの元封元年(前一一〇)に、関東からの漕運は最高の六〇〇万石に達したが、これは武帝の外征と大土木工事、政府の巨大化などで食糧の消費量が増大したためといえる。しかし関中のこれらの渠の完成によつて食糧が増産され、宣帝期の漕運量は四〇〇万斛におちついている(『漢書』食貨志上)。

(46) 刑徒労働については、注(36) 所掲の渡辺信一郎「漢代國家

の社会的労働編成」など参照。

(47) その後も、『漢書』卷九〇酷吏田延年伝に、昭帝の元鳳六年（前七五）から三年間大司農に在任した田延年が、民の牛車三万両を餓して不正行為を行なつたと告発された事例がある。

(48) 注(30)所掲の渡辺信一郎「漢代更卒制度の再検討——服虔『濱口説批判』」参照。

(49) 武帝期の外征の出撃基地については、注(38)所掲の拙稿「武帝期における郡・国の守・相の職権強化」参照。

(補注)

以上の背景1・背景2の記述は富谷至氏の概説「漢帝国の発展——前漢時代」（永田英正編『アジアの歴史と文化』一、同朋舎出版、一九九四年）を参考にした。最近、橋身智志「漢初における郡国制の形成と展開——諸侯王の性質変化をめぐって——」（『古代文化』六二一一、二〇一〇年）はこれらの点について、二十等爵制と関連づけて論じている。

（かみや　まさかず　福岡大学人文学部教授）